

吹田市立保育所等大規模改修工事に係る仮設トイレ等賃貸借業務
仕様書

1 業務名

吹田市立保育所等大規模改修工事に係る仮設トイレ等賃貸借業務

2 業務場所

- (1) 吹田市立東保育園（吹田市南正雀4丁目1-1）
- (2) 吹田市立千三保育園（吹田市千里山西1丁目12-1）

3 業務内容

仮設トイレの賃貸借及び当該賃貸借物件の付帯設備工事含む設置・撤去を行う業務

4 期間

(1) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(2) 賃貸借期間

ア 吹田市立東保育園

令和8年11月初旬から令和9年2月下旬ごろまで（計4か月間）

イ 吹田市立千三保育園

令和8年12月初旬から令和9年1月下旬ごろ（計2か月間）

※ 上記期間に使用できるように設置し、賃貸借期間終了後は本市と調整のうえ速やかに撤去すること。なお、設置日については2週間前までに本市より指示する。

5 設置物件

(1) 吹田市立東保育園

大人用洋式便器（水洗式・手洗い付・不燃タイプ） 2基

(2) 吹田市立千三保育園

大人用洋式便器（水洗式・手洗い付・不燃タイプ） 1基

※ 設置位置は別図参照。

6 機器等ほか仕様

(1) 吹田市立東保育園

ア 仮設トイレは洋式及び水洗式、手洗付（フロアラインより槽天端まで1,000mm、蛇口はレバーハンドル）とすること。

イ 仮設トイレの汚水は既存桝に放流すること。（隙間は穴あけ加工付蓋（切り欠き）等にて閉塞）

ウ 延焼ラインに干渉する恐れがあるため、設置するトイレブースは考慮すること。

エ 仮設の設置及び撤去時における給水配管（約 80m）、排水配管（約 20m）及び電気配線（約 80m）の工事を含むこと。

オ 保育園敷地内への車両進入不可とする（運搬約 50m）。ただし、園敷地内での車両運行にあたっては、施設長等に進入経路・停車位置等を説明のうえ、了承を得てから車両を出入りさせること。

(2) 吹田市立千三保育園

ア 仮設トイレは洋式及び水洗式、手洗付（フロアラインより槽天端まで 1,000mm、蛇口はレバーハンドル）とすること。

イ 仮設トイレの汚水は既存樹に放流すること。（隙間は穴あけ加工付蓋（切り欠き）等にて閉塞）

ウ 延焼ラインに干渉する恐れがあるため、設置するトイレブースは考慮すること。

エ 仮設の設置及び撤去時における給水配管（約 50m）、排水配管（約 20m）及び電気配線（約 20m）の工事を含むこと。

オ 保育園敷地内への車両進入可とする。ただし、園敷地内での車両運行にあたっては、施設長等に進入経路・停車位置等を説明のうえ、了承を得てから車両を出入りさせること。

(3) 共通

ア 夜間も使用するため、各ブース内に照明設備及びスイッチを設置すること。（ELB 付）

イ 給排水管及び電線は、園児等が不用意に触らないように養生すること。（仮設材等）

ウ 給水配管には凍結防止措置を施すこと。

エ 排水配管の敷設ルート周辺及び排水樹（汚水樹）周辺は、人（特に園児）が近接しないよう、立入禁止措置及び配管養生（耐荷重 30kg）を行うこと。

オ 配線を架空配線とする場合は、引っかけりによる破損・事故の防止措置をとること。

カ 仮設トイレの周囲に仮囲い・カバー等を設置し、景観上仮設トイレと分かりにくくすること。

キ 転倒防止措置を講じること。

ク 台風等の自然災害時には、賃貸借物件等の流出・倒壊等の事前防止策を講じるとともに、被害が生じた場合は速やかに復旧すること。

ケ トイレットペーパーは各園で用意する。

コ 仮設トイレの設置及び撤去等で排出した産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 条）」等の関係法令を遵守し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。

7 検査

納入時、園職員または保育幼稚園室職員（またはその両方）立会いのもとに次の検査を行う。また、以下の検査において、適合しないものについては無償で取り替えるもの

とする。

- (1) 外観検査
- (2) 付属品検査
- (3) 性能（機能）検査
- (4) その他必要な検査

8 留意事項

- (1) 業務実施にあたっては、関係者と協議し、事故等が生じないよう十分な安全対策を講ずること。また、実施日については各園及び保育幼稚園室と協議の上、決定すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、園の運営に支障をきたすことのないよう十分注意し、万一損害を与えた場合は直ちに施設管理担当者に報告し、受注者の負担において解決及び復旧を行うこと。
- (3) 設置及び撤去にあたりシックハウス症候群の原因となるようなホルムアルデヒド・揮発性有機化合物を含む塗料及び接着剤等の材料の使用は避けること。
- (4) 業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図ること。
- (5) 本業務の実施に係る官公庁等への申請、届出等は全て受注者の責任において行い、その費用の一切を受注者の負担とする。（道路使用許可等）
- (6) 本業務で知り得た事項及び関連資料を当該業務に係るもの以外に漏洩してはならない。
- (7) 本業務を行うに当たり、事前に以下の書類等を提出し、保育幼稚園室の承認を得ること。

ア 工程表

イ 緊急連絡網

ウ 工事車両等使用車両情報

エ 損害賠償責任保険の保険証または加入証明書の写し（補償額10億円以上）

オ 道路使用許可証の写し（※）

カ 臨時火器使用承諾書の写し（※）

※届出が必要な場合のみ

- (8) 積算する上で必要な場合は事前に各園に連絡したうえで、事前調査を行うこと。
- (9) その他疑義が生じた場合、速やかに施設管理担当者等と協議すること。

9 保証

- (1) 保証期間は、設置から撤去完了までとする。また、設計不良及び材質不良等による不都合な箇所を発見の際は、無償にて取替え又は修繕を行うこと。
- (2) 設置期間、賃貸借期間及び撤去期間中に受注者の瑕疵による損害が発生した場合には、受注者は受注者の負担により即時に修繕や賠償等の対応をすること。

また、その場合、各園及び保育幼稚園室への連絡を密に行うこと。

- (3) 第三者等に対する施設賠償責任保険及び生産物賠償責任保険（保証 10 億円以上）を付すとともに、その証券等の写しを提出すること。

10 本業務に関する問合せ先

吹田市役所 児童部 保育幼稚園室

総務グループ 施設管理・園務改善担当

TEL：06-6384-1541 FAX：06-6384-2105

Mail：hoiku_somu@city.suita.osaka.jp